

自然災害発生時の
BCP（業務継続計画）について
（施設系サービス共通）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和3年3月

1. 令和3年度介護報酬改定について

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等（※3年の経過措置期間を設ける）

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】（※3年の経過措置期間を設ける）

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは
- ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割
- ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

2. 介護事業者におけるBCP(事業継続計画)

■ BCP : Business Continuity Plan (業務継続計画)

大地震などの自然災害、感染症のまん延、事件や事故など、不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）という。

出典：「事業継続ガイドライン」（内閣府、平成25年8月改定）

■ なぜ、介護事業者にBCPが必要？

- 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないもの。介護事業者は、災害や感染症の流行が起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須。
- 大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために**平時から準備・検討**しておくべきことや、**発生時の対応**などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要。

出典：「令和2年度厚生労働省老健局業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修」を基に作成

3. 自然災害におけるBCP

■ 自然災害のBCPとは

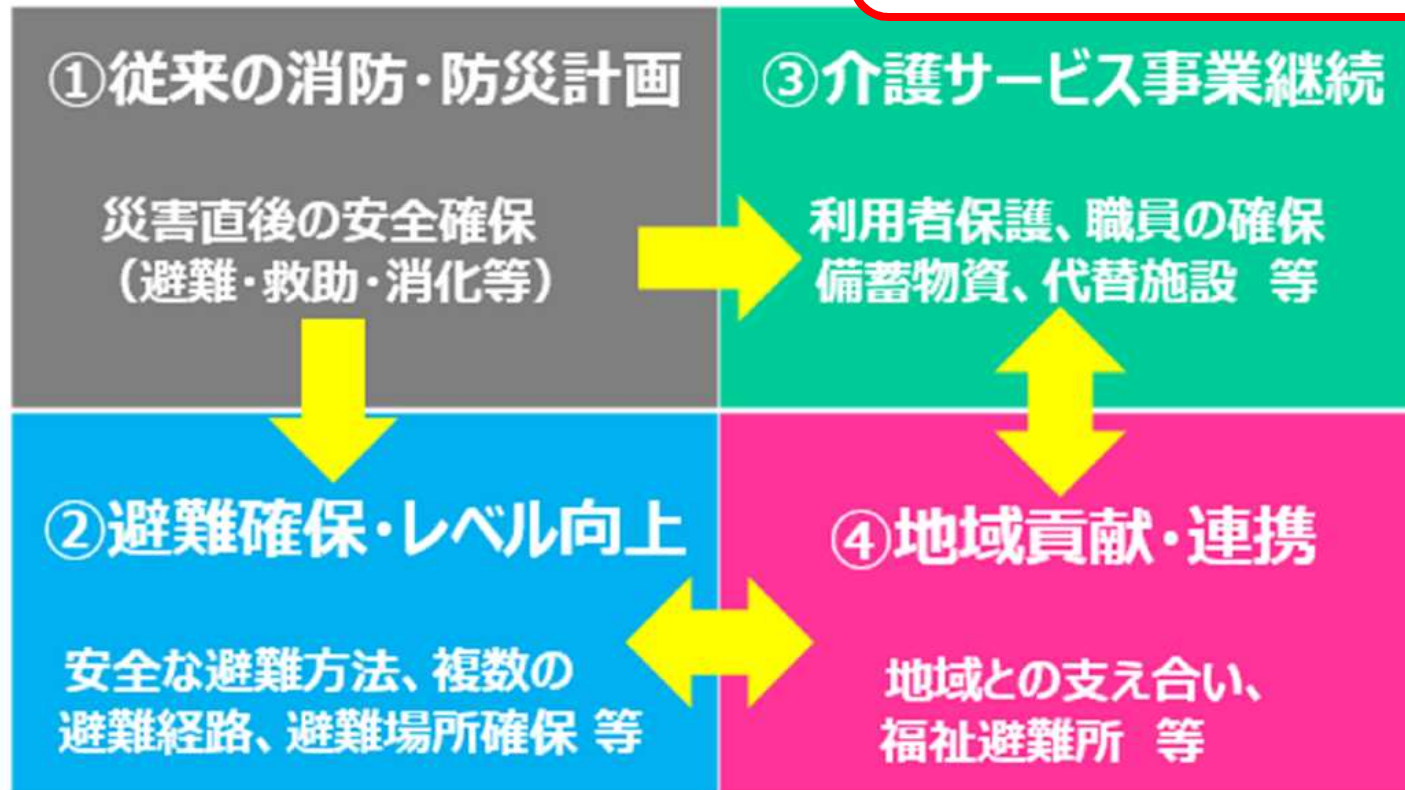
防災計画と自然災害 BCP の違い①

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none">・身体、生命の安全確保・物的被害の軽減	<ul style="list-style-type: none">・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none">・拠点がある地域で発生することが想定される災害	<ul style="list-style-type: none">・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none">・以下を最小限にすること<ul style="list-style-type: none">➢ 「死傷者数」➢ 「損害額」・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること・被害を受けた拠点を早期復旧すること	<ul style="list-style-type: none">・左記に加え、以下を含む<ul style="list-style-type: none">➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none">・自社の拠点ごと	<ul style="list-style-type: none">・全社的（拠点横断的）・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

3. 自然災害におけるBCP

従来の防災計画に
避難確保、介護事業の継続、地域貢献
を加え、総合的に考えることが重要

防災計画と自然災害 BCP の違い②



出典：（一社）福祉防災コミュニティ協会作成を一部修正

3. 自然災害におけるBCP

■ 自然災害BCPの作成のポイント

- **正確な情報集約と判断ができる体制を構築**
→全体の意思決定者、各業務の担当者を決める（誰が・何をするか）
関係者の連絡先、連絡フローの整理
- **自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備**
→事前の対策（今何をしておくか）
 - ・設備等の耐震固定
 - ・インフラ停止時のバックアップ→被災時の対策（どう行動するか）
 - ・人命安全のルール策定と徹底
 - ・事業復旧に向けたルール策定と徹底
 - ・初動対応
 - ①利用者・職員の安否確認、安全確保
 - ②建物・設備の被害点検
 - ③職員の参集
- **業務の優先順位の整理**
→可能な限り通常のサービス提供を念頭に、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるよう業務の優先順位を整理しておく
- **計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練**
→BCPを作成したら関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う、最新の知見を踏まえ定期的に見直す

3. 自然災害におけるBCP

自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート



3. 自然災害におけるBCP

■ 自然災害のBCP作成時は

- BCP作成時はひな形等を有効活用する
- BCP作成後は、定期的な訓練（シミュレーション）を実施し、職員への周知と課題を洗い出す
- 課題を見直し、BCPの修正を繰り返すことで、その施設に適したより良いBCPが作成できる

➤ 以下の資料等を必ずご確認ください！

- 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>)
- ひな形 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000749545.doc>)
- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画（介護保険最新情報Vol.926 令和3年2月26日付厚生労働省事務連絡で通知） (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)